

欧州特許庁、特許審査ハイウェイの試行開始をオーストラリアと合意

2015年10月13日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、オーストラリア知的財産庁（IP Australia）と特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始することを含む両庁による二庁間協力に関する覚書を交わした旨、10月7日に同庁のウェブサイトにおいてプレスリリースした。なお、本 PPH 試行プログラムの開始時期等の詳細は明らかにされていない。

本プレスリリースによれば、この覚書は、10月5日からジュネーブで開催されている世界知的所有権機関（WIPO）の加盟国総会に合わせて同地にて催された両庁間の会談において交わされたもの。この覚書に基づいて、EPO から IP Australia への協力特許分類（CPC）に関する知見の共有や、両庁間での Global Dossier と WIPO CASE との間の相互接続の確保のための協力を実施することも合意されたと報じられている。

EPO と PPH 合意をした特許庁は、五大特許庁（米国特許商標庁（USPTO）、日本国特許庁（JPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国知的財産庁（KIPO）、カナダ知的財産庁（CIPO）、メキシコ産業財産権庁（IMPI）、シンガポール知的財産庁（IPOS）、イスラエル特許庁（ILPO）に続いて9番目。

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

[EPO and IP Australia sign Memorandum of Understanding on bilateral co-operation](#)

(以上)